

## (監 査 論)

**問題 1** 二重責任の原則に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 二重責任の原則は、経営者による財務諸表の作成・開示の責任を監査人が担ってはならないということを意味している。

イ. 二重責任の原則の下では、経営者が作成又は収集した情報に基づいて監査人が判断を行うことは適切でない。

ウ. 監査報告書においては、通常、二重責任の原則に関する言及が行われるが、監査人が意見を表明しない場合には、監査人の責任に関する言及は行われず、経営者の責任に関する説明のみが述べられる。

エ. 監査人は、二重責任の原則に抵触しないようにするために、経営者が財務諸表を完成するまでの間は指導・助言を行ってはならない。

オ. 二重責任の原則は、保証業務を実施する場合に求められるものであって、保証業務に含まれない合意された手続等の公認会計士が提供する業務においては要求されていない。

1. アイ            2. アオ            3. イウ            4. ウエ            5. エオ

**問題 2**

監査の目的に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 財務諸表監査の目的は、経営者が作成した財務諸表に対して、監査人が独立した立場から、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて監査を実施し、自ら収集・評価した証拠のみに基づいて意見を表明することにある。
- イ. 監査基準では、財務諸表が「企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているか」どうかについて意見を表明すると規定されているが、これは実際に貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に対して意見を表明するという意味ではないため、財務諸表の構成が異なった場合であっても、監査報告書においては同様の文言で意見が表明される。
- ウ. 財務諸表監査において、監査人が財務諸表は適正に表示されているとの意見を表明することは、絶対的ではないが相当程度高い心証を得たことを意味している。
- エ. 財務諸表監査の目的は、不正を発見又は防止することにあるが、すべての不正が発見できなかったとしても、最終的に財務諸表が全体として重要な虚偽の表示がない状態であれば、監査の目的は達成されたことになる。
- オ. 会社法の下で実施される会計監査人監査の場合には、監査人は単に計算書類の適正性に関する意見表明にとどまらず、監査役等と連携してコーポレート・ガバナンスへの貢献が期待されていることから、不正のおそれのある事実又は事象を発見した場合には、監査役に通知することが求められている。

1. アウ            2. アオ            3. イウ            4. イエ            5. エオ

**問題 3**

企業内容開示制度と監査との関係に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 財務諸表監査の対象は、財務諸表本体と財務諸表の注記における財務数値の部分である。
- イ. 監査人は、継続企業的前提に関する監査手続の過程で、事業等のリスクとして記載されることとなった継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況については、記載内容の適切性を判断しなければならない。
- ウ. 監査人は、有価証券報告書における財務諸表とその他の記載事項に重要な差異がないかどうかを確かめるために、有価証券報告書を通読しなければならない。
- エ. 有価証券報告書に対する確認書では、監査手続として監査人が入手しなければならない経営者確認書と同様に、経営者が財務諸表の作成・開示や内部統制の整備・運用に対して責任を有する旨等の記載が求められる。
- オ. 監査人は、経営者が経営者確認書の重要な事項に対して確認しない場合には、意見不表明とすることを検討しなければならないが、有価証券報告書に対する確認書に経営者が署名をしない場合には、意見不表明とする必要はない。

1. アイ            2. アオ            3. イエ            4. ウエ            5. ウオ

**問題 4**

監査法人に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 被監査会社に対して監査法人の社員が負う損害賠償責任は、無限責任監査法人における指定社員の指定証明に係る場合と、有限責任監査法人における指定有限責任社員の特定証明に係る場合とでは同一である。
- イ. 有限責任監査法人において、特定証明に関して負担することとなった当該監査法人の債務については、まず最初に当該特定証明に係る指定有限責任社員が連帯してその弁済の義務を負う。
- ウ. 有限責任監査法人は、その計算書類について、当該法人と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、公衆の縦覧に供さなければならない。
- エ. 監査法人の設立に際して、有限責任監査法人に限り、社員数に応じた最低資本金の金額が定められている。
- オ. ひとたび有限責任監査法人となった無限責任監査法人は、再び無限責任監査法人となることはできない。

1. アイ            2. アエ            3. イウ            4. ウオ            5. エオ

**問題 5**

公認会計士法に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 公認会計士法においては、制定当初より公認会計士の使命及び職責が定められており、監査法人制度の創設とともに監査法人にも準用されている。
- イ. 公認会計士法は、監査環境の変化に対応して大きな改正がなされてきており、組織的監査の必要性から監査法人制度が導入され、さらに、監査法人の大規模化により特定社員制度が創設された。
- ウ. 公認会計士法においては、公認会計士・監査審査会の設置を規定し、同審査会の権限の一つとして、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分を定めている。
- エ. 日本公認会計士協会は自主規制機関であることから、公認会計士法においては同協会の業務に関する規定はなく、同協会の会則によってその内容が定められている。
- オ. 公認会計士法においては、公認会計士の虚偽又は不当な証明の事実がある場合には、株主や債権者の利害関係者に限定することなく、何人からも内閣総理大臣に対して当該事実に関する適切な措置を要求することのできる旨が定められている。

1. アイ            2. アエ            3. イオ            4. ウエ            5. ウオ

**問題 6**

大会社に対する会社法監査と上場会社に対する金融商品取引法監査に関する次のア～オの記述の組合せのうち、いずれも正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

		会社法監査	金融商品取引法監査
ア	監査役とのコミュニケーション	監査役は、その職務を行うために必要な場合には、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。	監査役は、経営者と協議した財務諸表に関する重要な事項について、公認会計士又は監査法人に通知しなければならない。
イ	期中に被監査会社に変動があった場合の監査の要否	期中に資本金の金額が5億円を下回った場合には、その時点から会計監査人による監査は不要となる。	期中に上場会社でなくなった場合には、その時点から財務諸表監査は不要となる。
ウ	内部統制の監査	会計監査人は、計算書類に係る内部統制システムの整備に関する取締役会の決定又は決議の内容が相当か否かについて監査することは求められていない。	公認会計士又は監査法人は、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しなければならない。
エ	会計方針の変更に伴う過年度の計算書類又は財務諸表の監査	会計監査人は、修正後の過年度事項を前提に当期の計算書類が作成されている場合であっても、当該過年度事項を監査することは求められていない。	公認会計士又は監査法人は、遡及処理された前期の財務諸表のうち当期の財務諸表に対応する数値を、比較情報として監査しなければならない。
オ	監査報告の期日	会計監査人は、特定取締役及び特定監査役との間の合意により定めた日に報告しなければならない。	公認会計士又は監査法人は、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手し、関連する審査を完了した日以降を報告書日としなければならない。

1. アイ      2. アオ      3. イエ      4. ウエ      5. ウオ

**問題 7**

我が国の企業会計審議会が公表する監査基準に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したものをその源泉としているところから、監査実務の中で広く行われていない監査手続が新たに監査基準の中に入れられることはない。
- イ. 監査基準は、一般に公正妥当と認められたものであることから、財務諸表監査が監査基準に従って実施された場合には、被監査会社の経営者のみならず、財務諸表利用者もその結果を妥当なものとして受け入れなければならない。
- ウ. 監査基準は、財務諸表監査に従事する監査人の行為を規制する原則であるところから、財務諸表監査とは保証水準の異なる四半期レビューには適用されることはない。
- エ. 監査基準は、多数の利害関係者に影響を及ぼす社会的な制度としての性格を有する金融商品取引法や会社法等に基づく法定監査にのみ適用されるものであって、そのような性格を持たない任意監査には適用されない。
- オ. 監査基準は、財務諸表監査の根本原則を定めたものであるが、財務諸表監査に関する法令の規定が監査基準の定めと異なる場合には、監査基準ではなく当該法令が優先して適用されることになる。

1. アウ            2. アオ            3. イエ            4. イオ            5. ウエ

**問題 8**

公認会計士の監査人としての守秘義務に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 訴訟手続の過程で文書を作成するとき等、守秘義務の解除が法令等によって要求されている場合には、被監査会社から事前に了解を得ることなく監査人の守秘義務は解除される。
- イ. 監査人の交代に際して、後任監査人となる予定の者は、監査契約の締結前に実施する監査業務の引継に関して守秘義務を負う旨の確認書を被監査予定会社と取り交わす必要があるが、当該確認書に基づく守秘義務は、監査契約を締結しなかった場合においても将来にわたり存続する。
- ウ. 監査人による守秘義務の遵守は、被監査会社との間の信頼関係の上に立った監査業務の有効かつ効率的な遂行を可能にし、監査に対する社会の期待に応える基盤をなすものであることから、公正不偏の態度の保持の一環であり、それに包含されるものである。
- エ. 監査人の守秘義務は、監査業務終了後あるいは監査契約解除後も、当該監査人が公認会計士であるかぎり存続するが、公認会計士でなくなった時点で解除される。
- オ. 監査人は、守秘義務に違反した場合には日本公認会計士協会による懲戒処分の対象となるだけでなく刑事罰の対象ともなり得るが、告訴がなければ刑事責任を問われることはない。

1. アイ            2. アエ            3. イオ            4. ウエ            5. ウオ



**問題 9**

四半期レビュー手続に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、四半期レビュー手続で用いられる分析的手続において重要な差異を発見した場合には、その調査のために実施した質問に対する回答について証憑突合等によりその合理性を確かめなければならない。
- イ. 四半期財務情報が前年度に開示されていない場合において、当該前年度の四半期財務情報が比較情報として開示されるときには、監査人は当該前年度の四半期財務情報についてもレビューを行わなければならない。
- ウ. 年度の財務諸表の監査にとって重要と考えられる取引や非経常的な取引の検証は、当該取引が発生した四半期会計期間における四半期レビューにおいてではなく、期末における年度の財務諸表の監査において行われなければならない。
- エ. 四半期レビューにおいては、財務諸表全体レベルとアサーション・レベルの双方において、年度の財務諸表の監査における重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮するが、特別な検討を必要とするリスクについてはその評価を考慮する必要はない。
- オ. 四半期レビューにおける内部統制の評価範囲は、年度の財務諸表の監査における内部統制の評価範囲とは異なる場合がある。

1. アイ            2. アエ            3. イオ            4. ウエ            5. ウオ

**問題10**

監査の品質管理に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査責任者は、監査契約の締結時に独立性の阻害要因を認識し、受容可能なレベルにまで軽減するよう然るべき措置を講じてもその問題を解決できないときは、速やかに監査事務所に報告するとともに、監査事務所外の専門家に相談しなければならない。
- イ. 監査責任者は、監査契約の更新作業時に把握された監査補助者の独立性の疑義について専門的な見解の問合せをした場合には、当該問題点の解決方法等について文書化しなければならない。
- ウ. 監査事務所は、監査契約を新規に締結する場合には、監査契約予定先企業の状況や、当該監査業務に適した能力及び権限を有する監査責任者の有無だけでなく、当該監査責任者の業務量や時間的余裕も検討する必要があるが、それらを監視できる体制の整備は必ずしも求められていない。
- エ. 監査事務所は、監査人の交代に際し後任の監査事務所となる場合には、当該監査業務の引継作業は自らの方針及び手続に準拠して実施する必要があり、その際の責任者は当該監査業務の監査責任者となる者でなければならない。
- オ. 監査事務所は、監査人の交代に際し、財務諸表の重要な虚偽の表示に係る情報を把握していたとしても、後任の監査事務所からの質問がない場合には、自ら通知することは求められていない。

1. アイ            2. アオ            3. イウ            4. ウエ            5. エオ

**問題11**

監査リスクに関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、リスク評価手続の結果、特定のアサーションに対しては、運用評価手続を実施するだけで、評価した重要な虚偽表示リスクに有効に対応することが可能であると判断することがあるが、その場合でも重要な取引種類、勘定残高、開示等のそれぞれに対しては実証手続を実施する必要がある。
- イ. 監査人は、リスク評価の過程で識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかの判断を、当該リスクに関連する内部統制の状況を踏まえずに行う必要がある。
- ウ. 監査人は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示とアサーション・レベルの重要な虚偽表示を識別し評価するために実施する監査手続を、運用評価手続や実証手続と同時に実施してもよい。
- エ. 監査人は、内部統制が重要な虚偽表示を有効に防止又は発見・是正できるかどうかを検討するために、内部統制のデザインと業務への適用についての監査証拠を入手する際、デザインの評価と業務への適用の評価を同時に行わなければならない。
- オ. 監査人は、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合において、当該リスクに対して実証手続のみを実施するときには、詳細テストと分析的実証手続をともに実施しなければならない。

1. アイ            2. アオ            3. イウ            4. ウエ            5. エオ

**問題12**

監査上の重要性に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、監査計画の策定時に決定する重要性の基準値を、すべての未修正の虚偽表示を集計しても重要性がないと評価できる金額として設定しなければならない。
- イ. 監査人は、監査の過程で識別した未修正の虚偽表示が重要性の基準値を上回っていても、全体としての財務諸表との関連で重要ではないと判断することができる場合がある。
- ウ. 監査人は、未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、手続実施上の重要性を複数設定できるが、当該設定額は重要性の基準値と同額以下でなければならない。
- エ. 監査人は、従来より、当期の予想税引前利益を指標として重要性の基準値を決定していた場合において、決算期変更により会計期間が6か月となるときには、当期の予想税引前利益を12か月分に修正した税引前利益を、重要性の基準値算定の基礎としなければならない。
- オ. 監査人は、従来より、監査計画の策定時において重要性の基準値を、当期の予想税引前利益を指標として決定している場合でも、市場環境の一時的な悪化によって大幅に税引前利益が減少する見込みとなるようなときには、過年度の数値を参考として算定した正常な税引前利益を基礎に重要性の基準値を決定することができる場合がある。

1. アウ            2. アエ            3. イエ            4. イオ            5. ウオ

**問題13**

分析的手続に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが一つある。その記号の番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、分析の実証手続を立案するに当たり、重要な虚偽表示を識別するための推定の精度を十分に高める必要があるので、予算や見込みのように経営者による裁量の余地が大きい情報を利用してはならない。
- イ. 監査人は、監査の最終段階において、重要な虚偽表示がないと判断した場合には、企業に関する監査人の理解と財務諸表が整合していることについて、全般的な結論を形成するための分析的手続を実施しなくてもよい。
- ウ. 監査人は、分析の実証手続における推定値と実際に計上された金額との差異について、追加的な調査をせずに許容可能とするかどうかを判断しなければならないが、当該判断は、重要性和手続から得ようとする保証水準によっても影響を受ける。
- エ. 監査人は、分析の実証手続における推定値と実際に計上された金額との差異について、追加的な調査を実施しても許容可能金額の範囲内に収まらない場合であっても、当該差異について経営者から説明を受けたときには、他の監査手続を実施しなくてもよい。
- オ. 監査人は、リスク評価手続の実施に当たっては、経営者等への質問、観察及び記録や文書の閲覧に加えて、分析的手続を実施してもよい。

1. ア                      2. イ                      3. ウ                      4. エ                      5. オ

**問題14**

監査証拠に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査証拠の十分性と適切性は、それぞれ量と質を表しており相互に関連しているため、監査人は、質の低い監査証拠を用いる場合、より多くの量の監査証拠を入手して監査証拠の質を補完することがある。
- イ. 監査証拠は累積的な性質を有するため、監査人は、過去の虚偽表示の有無や内部統制に係る情報等、過年度の監査において入手した情報も監査証拠として利用しなければならない。
- ウ. 監査証拠は、意見表明の基礎を得るために監査人が利用するすべての情報であるため、情報がなくそのものは監査証拠にはならない。
- エ. 監査証拠となる企業外の情報源からの情報には、第三者に対する確認等の一定の監査手続の結果得られたものだけでなく、一般に公表されているアナリストのレポートも含まれる。
- オ. 監査は合理的な期間内に合理的な費用の範囲で実施されなければならないが、監査人は、監査手続の実施が容易でないこと又は費用の制約があるために、心証を形成するに至らない監査証拠しか得られなかった場合には、当該証拠に依拠して結論に至ることはできない。

1. アウ            2. アエ            3. イウ            4. イオ            5. エオ

**問題15**

監査調書に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、実施した監査手続の種類、時期及び範囲を文書化する場合、監査調書の査閲に関しては、査閲をした者、査閲日及び査閲の対象を記録しなければならないが、当該記録は、必ずしも個々の監査調書に行う必要はない。
- イ. 監査調書は、監査事務所の内外を問わず公認会計士であれば、実施した監査手続、入手した監査証拠、並びに到達した結論及びその根拠を理解できるように作成されなければならない。
- ウ. 監査人は、監査基準委員会報告書における要求事項に代えて代替的手続が必要であると判断した場合、代替的手続を実施した旨、理由及びその結果を監査調書に文書化しなければならないが、当該代替的手続がどのようにその要求事項の目的を達成したかについてまでは文書化する必要はない。
- エ. 監査調書は、最終的に監査ファイルとして電磁媒体で保存することは認められているが、一定期間は紙媒体で容易に閲覧できるようにしておかななければならない。
- オ. 監査調書を作成する目的の1つは、日本公認会計士協会又は公認会計士・監査審査会によって行われる品質管理レビュー又は検査の実施を可能にすることである。

1. アエ      2. アオ      3. イウ      4. イオ      5. ウエ

問題16

限定付適正意見が表明される監査報告書の監査人の責任区分に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性並びに経営者によって行われた見積りの合理性を評価し、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる旨が記載されなければならない。
- イ. 監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される旨が記載されなければならない。
- ウ. 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した旨が記載されなければならない。
- エ. 監査人は、職業倫理に関する規定を遵守した旨及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨が記載されなければならない。
- オ. 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する旨が記載されなければならない。

1. アイ            2. アオ            3. イウ            4. ウエ            5. エオ



**問題17**

監査報告に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを結論付ける責任を有するが、継続企業に関する不確実性についての記載が監査報告書にないことは、継続企業の前提が保証されていることを意味しない。
- イ. 監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったときには、意見を表明してはならない。
- ウ. 監査人は、財務諸表に対する監査意見を表明する場合、財務報告の枠組みが、「適正表示の枠組み」の場合であっても、「準拠性の枠組み」の場合であっても、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項が遵守されているかどうかを評価しなければならない。
- エ. 監査人は、重要な不確実性が複数存在し、財務諸表に及ぼす可能性のある当該不確実性の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査報告書の強調事項区分においてその旨を記載しなければならない。
- オ. 監査人は、財務諸表に表示又は開示されている事項について、当該事項を強調する必要があると判断した場合、又は当該事項を説明し利用者の注意を喚起する必要があると判断した場合には、監査報告書に、それぞれ強調事項区分又はその他の事項区分を設けて追記する必要がある。

1. アイ            2. アウ            3. イオ            4. ウエ            5. エオ

**問題18**

経営者確認書に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、経営者の誠実性について深刻な疑義があり、財務諸表に関する適切な陳述が得られないリスクがある場合には、意見を表明せず、監査契約を解除しなければならない。
- イ. 監査人は、経営者の交代等の特別の事情がある場合には、監査報告書日より後の日付の経営者確認書を入手することができる。
- ウ. 監査人は、経営者から入手した特定のアサーションに関する陳述をもって、当該アサーションに関する十分かつ適切な監査証拠としてはならない。
- エ. 監査人は、企業に影響を与える経営者自身による不正の疑いがあり、その疑いに関する情報が存在するときには、当該情報を監査人に示した旨が記載された経営者確認書を入手しなければならない。
- オ. 監査人は、経営者確認書において確認を要請した事項について経営者によって変更が加えられている場合には、当該確認を得られなかったものとしなければならない。

1. アイ      2. アエ      3. イオ      4. ウエ      5. ウオ

**問題19**

会計上の見積りの監査に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、個々の会計上の見積りの合理性を検討する際に、経営者の偏向が存在する兆候があると判断した場合でも、そうした兆候があることだけでは虚偽表示と考えるはならないが、当該兆候の内容を監査調書に記載しなければならない。
- イ. 監査人は、経営者の見積額の合理性を評価するために許容範囲を使用することが適切であると判断する場合には、想定される結果のすべてが含まれるように許容範囲を設定しなければならない。
- ウ. 監査人は、会計上の見積りについて、当該見積りの不確実性が高いと判断した場合には、特別な検討を必要とするリスクが生じているものとして、監査手続を実施しなければならない。
- エ. 監査人は、会計上の見積りのために経営者が使用した仮定の合理性を評価する際には、経営者が見積りを行った時点において利用可能な情報に基づいて、当該評価を行わなければならない。
- オ. 監査人の見積額とその許容範囲が監査証拠によって裏付けられている場合において、経営者の見積額が当該許容範囲の外にあるときには、経営者の見積額と監査人の許容範囲との最小の差額が虚偽表示となる。

1. アイ      2. アオ      3. イウ      4. ウエ      5. エオ

**問題20**

内部統制監査に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 経営者が内部統制の評価結果について、自社の内部統制は有効ではないとの結論を内部統制報告書に記載した場合には、監査人は、内部統制監査報告書において除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。
- イ. 経営者は、内部統制の評価範囲の決定に際して、監査人と協議のうえ、前年度の評価範囲に入っていた重要な事業拠点のうち、前年度の内部統制の評価結果が有効であり、内部統制の整備状況に重要な変更がなく、特に重要な事業拠点に該当しない場合には、当該事業拠点を当年度の評価範囲から除外することができる。
- ウ. 内部統制の不備のうち、一定の金額を上回る虚偽記載、又は質的に重要な虚偽記載をもたらす不備であっても、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が低いと監査人が判断したものは、開示すべき重要な不備には該当しない。
- エ. 監査人は、業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討に際して、経営者が行ったサンプリングのサンプルを自ら選択したものとして利用できるが、当該サンプルについて、経営者が行った評価結果を利用することはできない。
- オ. 内部統制報告書の提出会社が、内部統制には開示すべき重要な不備があった旨の訂正報告書を提出する場合、当該訂正報告書には、監査人の監査証明は不要である。

1. アエ            2. アオ            3. イウ            4. イエ            5. ウオ